感染症の予防及びまん延防止のための指針

東雲訪問看護ステーション

1 基本方針

東雲訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）は、利用者及び従業者等 （以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に 留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。 そのために事業所は、感染症の原因の特定、及びまん延防止に必要な措置を講じる ことができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

2 注意すべき主な感染症

事業所が予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおりである。

（1） 利用者及び従業者にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症 集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型 コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等） 疥癬、結核等

（２）感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症)、緑膿菌感染症等

（３）血液、体液を介して感染する感染症 肝炎（B 型肝炎、C 型肝炎）等

3 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、事業所は利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせない よう、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

（1） 発生状況の把握

（2） 感染拡大の防止

（3） 医療措置

（4） 区市町村への報告

（5） 保険所及び医療機関との連携

4 感染症対策委員会の設置

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族 等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（1） 委員会は、定期的（年 2 回以上）かつ必要な場合に招集する。

（2） 委員会の議題は、委員会の委員で定める。具体的には、次に掲げる内容について 協議し、その内容を記録に残す。

① 事業所内感染対策の立案
② 指針・マニュアル等の整備・更新
③ 利用者及び従業者の健康状態の把握
④ 感染症発生時の措置（対応・報告）
⑤ 研修・教育計画の策定及び実施
⑥ 感染症対策実施状況の把握及び評価

5 従業者に対する研修の実施

事業所は勤務する従業者に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延防止のため の研修」及び「訓練（シミュレーション)」を次のとおり実施し、記録に残す。

（1） 新規採用者に対する研修 新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を e ―ランニングを利用し行う。

（2） 定期的研修 感染対策に関する定期的な研修を年 2 回以上実施する。

（3） 訓練（シミュレーション） 事業所内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年 1 回以上実施する。

6 指針の閲覧

本指針は、求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。
また、ホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるように する。

附則 本指針は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。